

(リンク1)

大町市空き家情報登録制度「空き家バンク」の概要

空き家バンクの目的

大町市内の空き家の有効活用を通して、都市住民等の市内への定住を促進し、地域の活性化を図ることを目的に市が「空き家バンク」を設置し、空き家情報の収集と提供を行うものです。

空き家バンク制度

市内の空き家のうち、賃貸借もしくは売買を希望する所有者から、物件の情報提供を求め、市の「空き家バンク」に登録し、市のHP等を通じて利用希望者に情報を提供していくものです。

空き家バンク利用要件

- ①大町市へ移住し定住を希望する方
- ②大町市の自然環境や生活文化に深い理解と関心を持ち、地域住民と協調して生活することが可能な方

情報提供・利用登録

バンクに登録された空き家の情報の一部を、市HPや窓口から提供します。

詳細な情報や具体的な交渉を希望する方は、利用登録申込みを市に提出してもらいます。

上記要件を満たし、適当と認めた方をバンクに利用登録し、希望する物件の詳細情報を提供します。

空き家バンク契約方法

市は空き家バンクを通じて、情報の収集と提供までを行います。

市は所有者と利用希望者との交渉や契約については直接関与しません。

空き家所有者には、「空き家バンク」登録時に、「直接契約」か、「間接契約」のいずれかの契約方法を選択してもらいます。

直接契約を選択した場合は、所有者と利用希望者で直接交渉し契約してもらいます。

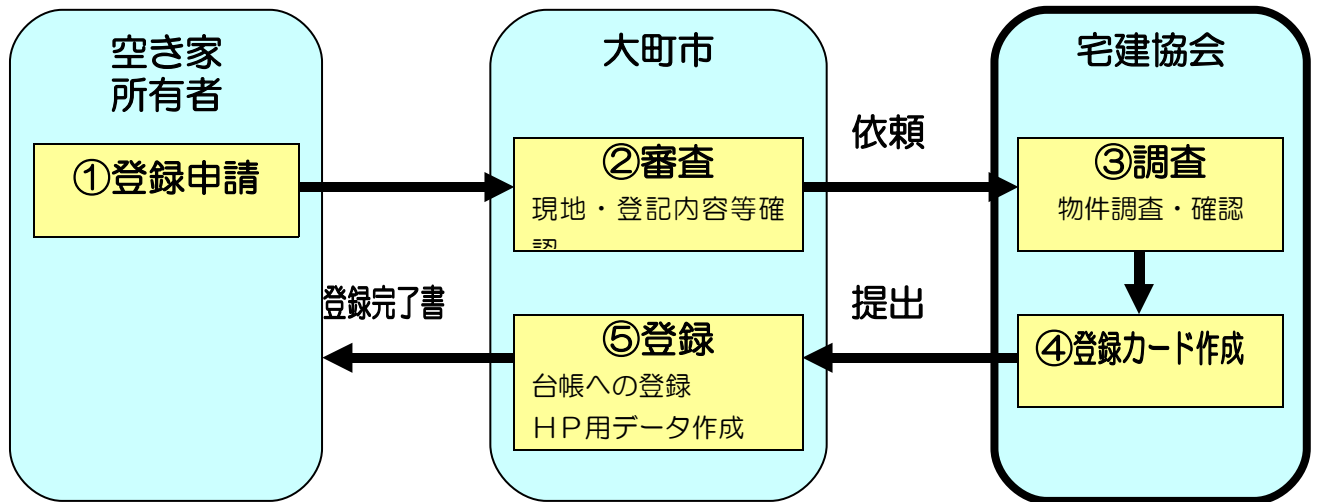
間接契約を選択した場合は、市と協定を結んだ宅建協会が仲介を行います。

宅建協会が行う業務

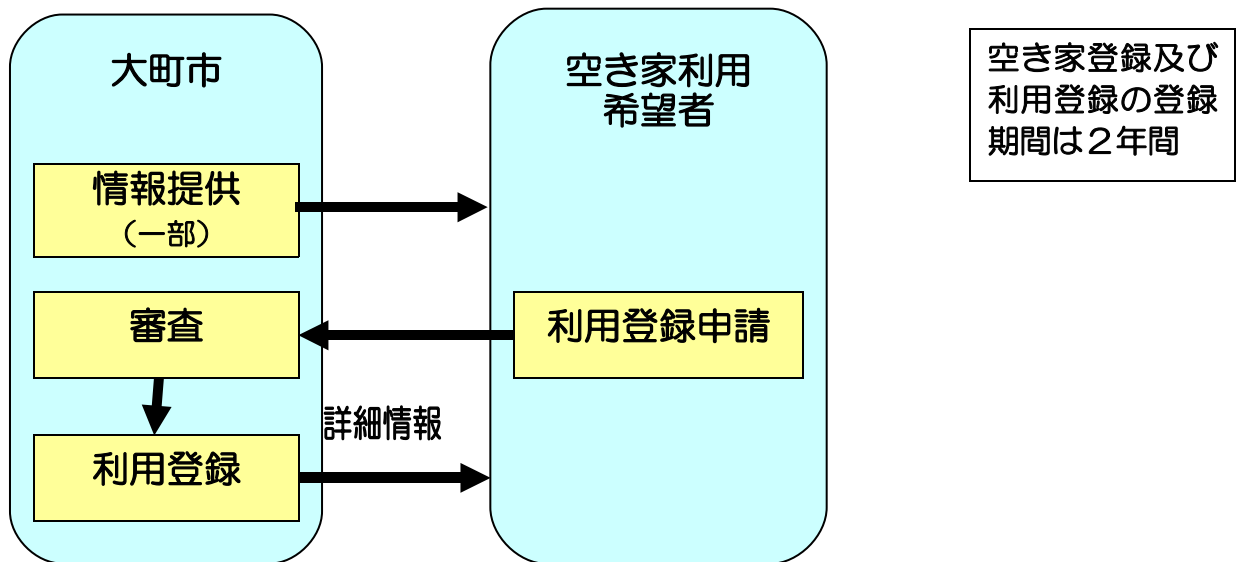
- ①空き家の詳細調査・登録カードの作成・補完
- ②利用希望者に対する空き家の案内
- ③間接契約を希望する空き家の所有者と利用希望者間の仲介

手続き等のフロー

①空き家の登録



②情報の提供・利用の登録



③交渉・契約

